

○大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和62年3月31日大府市規則第3号

改正

平成3年3月30日規則第11号

平成7年3月30日規則第20号

平成9年3月27日規則第14号

平成10年3月24日規則第16号

平成26年6月27日規則第26号

平成31年3月29日規則第27号

令和3年3月29日規則第43号

令和6年12月23日規則第61号

令和7年3月31日規則第22号

大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例(昭和62年大府市条例第4号)第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第1条の2 こども幸齢者交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全育成のための事業
- (2) 児童の遊び及び学習の場の提供
- (3) 子育て世代への支援
- (4) 高齢者の健康増進及び教養向上のための事業
- (5) 高齢者のレクリエーションの機会の提供
- (6) その他市長が必要と認める事業

2 こども交流センターは、前項に規定する事業のうち第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を行う。

(利用対象者)

第2条 こども幸齢者交流センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童及び児童健全育成のための諸団体

(2) 高齢者及び高齢者の福祉の増進のための諸団体

(3) その他市長が必要と認めたもの

2 こども交流センターを利用できる者は、前項に規定する者のうち第1号又は第3号に該当するものとする。

(利用時間)

第3条 こども幸齢者交流センター及びこども交流センター（以下「センター」という。）の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めた場合には、休館日を変更し、又は臨時休館日を定めることができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により臨時に休館日を定めたときは、その5日前までに適切な方法によりこれを公示しなければならない。

(利用の手続)

第5条 条例第5条第1項の規定により、センターの利用の許可を受けようとする者は、個人にあっては利用の際にこども（幸齢者）交流センター利用簿により申し込み、団体にあってはこども（幸齢者）交流センター利用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を利用しようとする日の7日前までに市長（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、こども（幸齢者）交流センター利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により許可書を交付した後、運営上特別な必要が生じたときは、利用者に使用日又は使用部屋の変更を命ずることができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は火気を使用しないこと。

(2) 他人に迷惑となる物品を携帯し、又は動物を連行しないこと。

- (3) 騒音を発生し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) 施設、附属設備又は備品を汚損、損傷又は滅失しないこと。
- (5) 許可を受けずに、施設内において物品等の展示、販売、金品の募集又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に従うこと。

(喫煙の禁止)

第6条の2 何人も、施設及びその敷地（駐車場を含む。）において喫煙をしてはならない。

(利用後の届出)

第7条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに附属設備又は備品を原状に復し、その旨を職員に届け出なければならない。

2 利用者は、施設、附属設備若しくは備品を汚損、損傷若しくは滅失したとき、又は事故が発生したときは、直ちにその旨を職員に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 条例第12条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、こども（幸齢者）交流センター指定管理者指定申請書（第3号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに準ずるもの
- (2) 法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を記載した書類
- (4) 市長が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- (5) 職員配置計画書、経費見積書その他の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 事業経歴及び現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第11号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日規則第20号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規則第14号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第16号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年2月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定（「市長」の次に「（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）」を加える部分に限る。）、第8条を第10条とし、第7条の次に2条を加える改正規定及び第2号様式の次に1様式を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（大府市児童センター運営規則の廃止）

- 2 大府市児童センター運営規則（昭和45年大府市規則第29号）は、廃止する。

（準備行為）

- 3 第5条の規定による利用の手続及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 4 この規則の施行前に改正前の大府市児童老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている第1号様式による用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成31年 3 月29日規則第27号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和 3 年 3 月29日規則第43号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年12月23日規則第61号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月31日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき作成されている第 1 号様式による用紙は、改正後の大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき交付されている利用許可書は、新規則の規定に基づき交付された利用許可書とみなす。

別表（第 4 条関係）

名 称	休 館 日
大府市立大府こども幸齢者交流センター 大府市立神田こども幸齢者交流センター北 崎分館 大府市立東山こども幸齢者交流センター 大府市立共和西こども幸齢者交流センター 大府市立石ヶ瀬こども幸齢者交流センター	1 毎月の第 2 日曜日及び第 4 日曜日（こ れらの日が国民の祝日に関する法律（昭 和23年法律第178号）に規定する祝日（以 下「祝日」という。）に該当する場合は、 その翌月曜日） 2 祝日 3 12月28日から翌年 1 月 4 日まで
大府市立神田こども幸齢者交流センター 大府市立吉田こども幸齢者交流センター 大府市立北山こども幸齢者交流センター	1 毎月の第 1 日曜日及び第 3 日曜日（こ れらの日が祝日に該当する場合は、その 翌月曜日）

大府市立共長こども交流センター	2 祝日
	3 12月28日から翌年1月4日まで

第 1 号様式（第 5 条関係）

課 長	課 補 長 佐	係 長	館 長	係	取 消	許可No.	
						許 可	年 月 日
						取 消	年 月 日
大府市立 こども（幸齢者）交流センター利用許可申請書 年 月 日 大府市長 殿 (指定管理者) 申請者：団体名 住 所 氏 名 電 話 次のとおりこども（幸齢者）交流センターの利用を許可してくださるようお願い します。							
利 用 日 時		年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分					
利 用 目 的							
利 用 室 名							
利 用 備 品							
利 用 人 員		人					
備 考							

第 2 号様式（第 5 条関係）

大府市立 こども（幸齢者）交流センター利用許可書 許 可 No. 第 号 許可年月日 年 月 日 様 大 府 市 長 (指定管理者) 年 月 日付で申請のありましたこども（幸齢者）交流センターの利用は、次のとおり許可します。	
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
利 用 目 的	
利 用 室 名	
利 用 備 品	
利 用 人 員	人
利 用 心 得	1 受付へ許可書を提出し、チェックシートを受け取ってください。利用後はチェックシートに必要な事項を記入した上、お返してください。 2 室内に掲示してある「利用上の注意」をよくお読みの上、正しい利用をしてください。 3 この許可書は、他の者に譲渡しないでください。 4 営利、宗教、政治活動等については、利用制限があります。 5 その他不明な点がありましたら係の者にお聞きください。

大府市立 こども（幸齢者）交流センター指定管理者指定申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定による指定を受けたいので、同条例第12条第1項の規定により申請します。

（添付書類）

- 1 定款又はこれに準ずるもの
- 2 法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 3 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を記載した書類
- 4 市長が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 5 職員配置計画書、経費見積書その他の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 6 事業経歴及び現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 その他市長が必要と認める書類